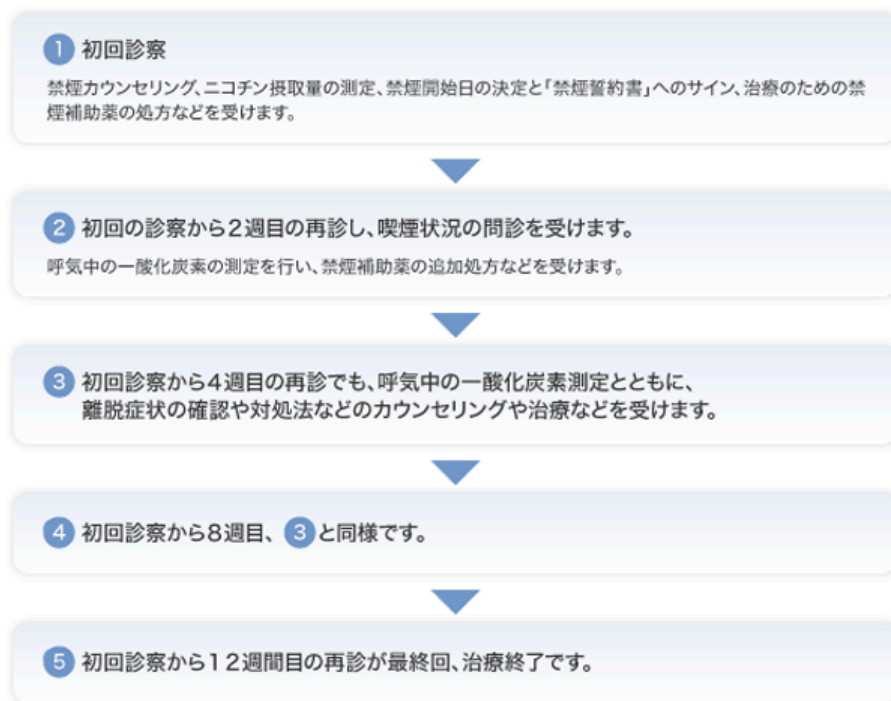


禁煙治療プログラムとは

禁煙治療プログラムは、禁煙外来のある医療機関において、約3カ月間（12週間）に5回を目安として医師の診察のもとに行われるものです。

【治療内容の例】

（以下の内容は一例であり、医療機関やご本人の喫煙等の状況によって異なる場合があります。）



■禁煙外来受診にかかる治療費用

禁煙外来受診にかかる治療費用には、初診料または再診料、ニコチン依存症管理料、禁煙補助薬代、院外処方料などが発生します。自己負担額（3割負担分）は、禁煙治療プログラム期間（約3カ月、12週間）で、おおよそ10,000円から20,000円程度です。

■健康保険で禁煙外来を受診できる条件

健康保険で禁煙治療を受けるためには、以下の条件すべてに該当することが必要です。

※過去に健康保険で禁煙治療を受けたことがある場合は、前回の治療の初回診察日から1年を経過していないと、健康保険での受診はできませんのでご注意ください。

- (1) 直ちに禁煙しようと考えている
- (2) 禁煙治療を受けることに文章で同意している
- (3) 1日の禁煙本数×禁煙年数が200以上である
- (4) ニコチン依存症を診断するテストで5点以上である

▼以下の設問のうち、「はい」と答えた数が点数となります

- ①自分が吸うつもりよりも、ずっと多くのタバコを吸ってしまうことがありましたか。
- ②禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。
- ③禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコが吸いたくてたまらなくなることがありましたか。
- ④禁煙したり本数を減らそうとしたときに、次のどれかがありましたか。（イライラ、神経質、落ち着かない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加）
- ⑤上の症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。
- ⑥重い病気にかかって、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。
- ⑦タバコのために健康問題が起きていることがわかっているのに吸うことがありましたか。
- ⑧タバコのために精神的問題が起きていることがわかっているのに吸うことがありましたか。
- ⑨自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。
- ⑩タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。